

■花巻市避難勧告等発令基準

市では、土砂災害と河川洪水災害について、避難勧告などの発令基準を作成しました。

種類	発令基準		対応
	土砂災害	河川洪水災害	
避難準備情報	＊大雨警報(土砂災害)が発表され、3時間以内に土砂災害発生基準値を超える恐れがある場合(岩手県土砂災害警戒情報システムで監視し、振興センター単位で発令) ＊強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	＊水位が氾濫注意水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合 【氾濫注意水位と基準観測所】 北上川・豊沢川:朝日橋 3.0㍎ 猿ヶ石川:安野 3.0㍎	避難の準備を開始する。避難に時間がかかる人は避難所への避難を開始する。
避難勧告	＊土砂災害警戒情報が発表された場合(岩手県土砂災害警戒情報システムを参考に、振興センター単位で発令) ＊大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合 ＊土砂災害の前兆現象(湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化など)が発見された場合	＊水位が避難判断水位に到達し、今後も水位の上昇が予想される場合 【避難判断水位と基準観測所】 北上川・豊沢川:朝日橋 4.8㍎ 猿ヶ石川:安野 4.1㍎ ＊異常な漏水などが発見された場合	避難所へ速やかに避難する。外出するのが危険な場合は、2階や崖地から離れた部屋に避難する。
避難指示	＊土砂災害警戒情報が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合 ＊土砂災害が発生した場合	＊水位が氾濫危険水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合 【氾濫危険水位と基準観測所】 北上川・豊沢川:朝日橋 5.1㍎ 猿ヶ石川:安野 4.6㍎ ＊異常な漏水の進行や亀裂、すべりなどにより決壊の恐れが高まった場合 ＊決壊や越水、溢水(いっすい)の発生または氾濫発生情報が発表された場合	

※この基準は、随時見直しを行います

■避難対象地域と拠点避難所(災害が長期に及ぶ場合や拠点避難所だけでの対応が困難な場合は二次的な避難所を開設します)

避難対象地域(行政区)	拠点避難所	避難対象地域(行政区)	拠点避難所	避難対象地域(行政区)	拠点避難所
松園町一区～五区、新田(花巻)	松園振興センター(技術振興会館)	糠塚、北湯口の一・二、大畑、二枚橋、二枚橋駅前、下湯本、上湯本台一・台二、金矢、狼沢、棚ノ目、小瀬川、花巻温泉、台温泉、宇津野	湯本振興センター	亀ヶ森第1～第4	亀ヶ森振興センター(亀ヶ森地区農業構造改善センター)
浅沢、星が丘一丁目、四日町一丁目一区・二区、四日町二丁目・三丁目、一日市、愛宕町、桜台、坂本町、小舟渡、	花北振興センター	矢沢、幸田、高松第一～第三、高木第一～第三、高木小路、東十二丁目	矢沢振興センター	石鳥谷第1～第6・第15～第19	好地振興センター(石鳥谷国際交流センター)
大通り一丁目・二丁目、末広町、桜木町、南川原町、鍛冶町、双葉町、上町、豊沢町、東町、大町、仲町、御田屋町、里川口町、城内、花城町一区・二区、吹張町	花巻中央振興センター(または、まなび学園)	西宮野目第一～第四、東宮野目、本館、葛第一・第二、田力、上似内、下似内	宮野目振興センター	石鳥谷第7～第9	大瀬川振興センター
西大通り、材木町、若葉町、北万丁目、南万丁目、石神町、藤沢町	花西振興センター(または、文化会館)	山関、上太田、柴林、折沼、姥宿、泉畑、清水町、中央、坂杉、下坂井、大森	太田振興センター	石鳥谷第10～第14	八日市振興センター(八日市いきいき交流館)
諏訪、桜町一丁目～四丁目、南城、十二丁目、成田、山の神、大谷地	花南振興センター	尻平川、横志田、栃内、南笹間、中笹間、北笹間、轟木	笹間振興センター	八幡第1～第7	八幡振興センター
鉛、下シ沢、大沢、志戸平、根岸、神明、橋本、西晴山、上根子上区、一本杉、才の神、新田(湯口)、熊野、古館、中根子、南中根子、上円藤、八幡、二ツ塚、中村、下円藤、鍋倉一区・二区	湯口振興センター	大迫上町、大迫旭町、大迫仲町、大迫川原町第1・第2、大迫下町、大迫葡萄沢、大迫上の台	大迫振興センター(大迫交流活性化センター)	八重畑第1～第12	八重畑振興センター(八重畑定住促進センター)
		内川目第1・第2、内川目中央、内川目折屋、内川目大又、内川目小又	内川目振興センター(内川目地区農村環境改善センター)	新堀第1～第8	新堀振興センター
		外川目第1～第4	外川目振興センター	小山田第1～第4	小山田振興センター(東和高齢者コミュニティセンター)
				土沢第1～第5・第9	土沢振興センター(または、東和体育館)
				土沢第7・第8、中内第1・第2	成島振興センター
				中内第3～第5	浮田振興センター(浮田集会所)
				土沢第6、谷内第1～第4	谷内振興センター
				田瀬第1～第3	田瀬振興センター

- ◎「拠点避難所」は、災害発生時に職員が常駐し、安否情報などの収集や自主避難者の受け入れなどを行います
- ◎避難対象地域は、行政区単位に設定していますが、災害の発生状況などに応じて、最寄りの避難所に避難してください
- ◎災害発生当初など、緊急避難が必要な場合に、自主防災組織や自治会などが自治公民館などを一次避難所として開設する場合があります

災害から身を守るために

9月1日は「防災の日」



市内でも台風11号による強風で木が倒れる被害がありました

いつ発生するか分からない災害。突然の災害から身を守るには、日ごろからの備えが大切です。

非常持ち出し品とは、災害時に避難するときに持ち出す最低限用意しておくことよいものをいいます。水や食料、携帯ラジオや懐中電灯、雨具などが非常持ち出し品として挙げられます。

非常持ち出し品は、持ち出せる大きさの袋にまとめ、身近な方と保管場所を確認しておくことも定期的に点検することが大切です。また災害時には、停電や断水の発生によって、普段通りの生活ができなくなる場合があります。非常持ち出し品とは別に、数日間生活できるだけの備蓄品を準備して

ことしは、7月に台風8号、8月に台風11号が日本列島へ接近、上陸したことにより、全国各地に大きな被害をもたらしました。市内でも大雨や強風を原因とした停電や道路への倒木が発生しました。こうした災害から自分の身を守るためには、テレビやラジオから伝えられる気象情報を小まめに確認するほか、普段から非常持ち出し品や備蓄品の準備・更新をしたり、避難所を確認したりといった備えが必要です。

非常持ち出し品と備蓄品の確認を

非常時に備えてチェック!

- 👉 **チェック1 避難所の確認**
最寄りの避難場所と避難経路を確認し、事前に一度歩いておきましょう。
- 👉 **チェック2 家庭での備蓄**
各家庭で3日以上以上の食料や飲料水を確保しておきましょう。
- 👉 **チェック3 非常持ち出し品の用意**
非常時に慌てることがないように、次のような持ち出し品を準備しておきましょう。

おくことも大切です。備蓄品には、水や食料のほか、毛布が挙げられます。備蓄品は少なくとも3日分を目安とし、普段の生活の中で準備や更新を行いましよう。

災害時には避難所を開設

市では、災害時に、自主避難者の受け入れや、安否情報の収集拠点として、振興センターなどを「拠点避難所」として開設します。また、避難が長期に及ぶ場合や、大規模な災害によって拠点避難所だけの対応が困難な場合などに、学校や地域の体育館を「二次的な避難所」として開設します。

○避難に関する情報
市では、台風11号が接近していた8月11日の午後2時45分、市内の一部地域に、避難準備情報を発表しました(同情報は、同日午後5時に解除)。

今後も、台風や集中豪雨などを原因として土砂災害や浸水害の危険性が高まった場合は、避難勧告などの避難に関する情報を発表していきます。

避難に関する情報は、緊急速報メール、えふえむ花巻、大迫防災行政無線、東和有線放送、市ホームページなどで周知するほか、自主防災組織に直接連絡します。